

2019年7月15日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC: 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

**環境社会配慮ガイドライン レビュー調査
補足資料への質問・コメント
個別案件シート No.13 インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業(E/S)について**

国際環境 NGO FoE Japan

本年7月1日の国際協力機構（JICA）環境社会配慮助言委員会第103回全体会合で配布され、貴機構のウェブサイトでも公表されている「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 補足資料」のNo.13「インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業（E/S）」について、以下の質問およびコメントを提出します。ご査収いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

<ガイドライン改定に向けた論点に係る質問・コメント>

p.2

整理番号 17

- 「スクリーニング様式の提出：当該様式の提出は確認できないが、実施機関等から徴求した相応の情報に基づきスクリーニングを実施。」との記載について、本案件でスクリーニング様式が提出されなかった理由は何か。E/S 借款であることが理由であり、本体借款の要請時には改めてスクリーニング様式の提出がなされるということか。

p.3

整理番号 21

- 「権利が制限されている地域の該当状況：該当しない」との記載について、ここで「該当しない」という結論を出した根拠は何か。また、この結論を出すために利用・参照している情報・文書等があるようであれば、ご教示願いたい。
なお、本案件では、NGO からも指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にある。

p.5

整理番号 39

- 「モニタリング結果の受領」「審査時の合意：合意していない。」との記載について、「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案②」の論点に「エンジニアリングサービス（E/S）借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の要否」を含め、「E/S 借款契約時のモニタリング結果の受領に関する合意の要否」についても議論させていただきたい。

<個別案件シート No. 13 の記述内容への修正・追記要請>

p.3

整理番号 21

- 本案件では、NGO から指摘が出ているとおり、本案件に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、表現の自由など基本的人権の保障の確保が憂慮される状況にあることを追記させていただきたい。

整理番号 23 および 24

- 「変電所・送電線の修正版 EIA は現在現地審査中。」との記載があるが、「相手国の国内法遵守の有無」についての記載事項であることから、違法工事が実施されていた経緯も含めて記載させていただきたい。具体的には、「変電所については、当初計画から事業対象地域に変更があったにもかかわらず、EIA が修正されぬまま、違法に土地造成作業が開始・実施された。違法であることの指摘を住民・NGO から受け、西ジャワ州環境局が工事停止の必要性を確認し、現在、修正版 EIA を審査中。」等の記載が妥当であるとする。

p.5

整理番号 38

- 「エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況」として、「用地取得・住民移転：国内法（Law No.2/2012）に基づき用地取得の計画及び非地権者も含めた被影響住民を対象とした LARAP に沿って補償、支援が行われている。」との記載があるが、本案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、住民グループや国内外の NGO から問題（地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が EIA に沿っておらず違法に実施されていた等）を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記させていただきたい。

p.8

整理番号 69

- 「2017年9月以降、NGOより累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。」との記載があるが、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html>）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のよう
に当該箇所の記載を修正いただきたい。

「2016年4月以降、現地住民グループや国内外のNGOより環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」

p.9

整理番号 76

- 「対象者と文書等で合意をしているか」の項目で、非自発的な物理的移転を強いられる3世帯についての合意状況も記載していただきたい。（NGOが把握している限りでは、少なくとも、1世帯は未合意である。）

<個別案件に係る質問>

p.1

事業概要

- 「3) 変電設備」との記載について、変電設備は本体借款に含まれず、E/Sによる基本設計のみの支援という理解でよいか。

p.2

整理番号 10

- RAPの公開場所の記載について、「PLNの現地事務所」とは、具体的にどこ（県、郡、村）のことを指しているか。
- 「環境モニタリング：相手国EIA法に基づきインドラマユ県の環境局で公開中。変電所部分については、西ジャワ州の環境局でも公開。」との記載について、インドネシアで公開中の発電所および変電所部分に係る環境モニタリングの写しを共有いただくことは可能か。

p.5

整理番号 38

- 「エンジニアリング・サービス借款中に用地取得が行われたため、そのモニタリング支援が行われている。」との記載について、同モニタリング支援を行なっているのは、E/Sの受注企業か、それとも、JICA 専門家か。

p.7～8

整理番号 68

- 変電所の 2018 年 EIA（審査中）の「⑩変電所予定地周囲の水路は修復済み」との記載について、どの部分の水路にどのような影響が生じ、それらをどのように修復したのか。地図を用いて説明していただけると有難い。

p.9

整理番号 76

- 「非地権者をカバーした LARAP には、実施機関、地方政府、村長、影響民代表が合意。」との記載について、「影響民代表」とは、どのように選出された代表で、何名が選出されているか。また、合意の形態は文書への署名か。

整理番号 78

- 「内部モニタリング実施時点」との記載について、具体的には何年何月に行なわれたモニタリングか。また、これは PLN 内部でのモニタリングか、それとも、JICA 内部でのモニタリングか。

p.10

整理番号 81

- 「Mekarsari 村に、House of Complaint が設置され、コンサルタントチームが常駐し苦情を受け付ける体制となっている。それ以外の村落にも、Grievance Box が設置され、定期的にコンサルタントチームが回収、対応している。」との記載について、この「コンサルタントチーム」は、PLN が形成しているものか、それとも、JICA 専門家が形成しているものか。それとも、別の形態か。
- 「2018 年 11 月まで、38 件の Grievance が出されている。」との記載について、同 38 件はすべて解決済みか。あるいは、係争中のものがある場合、何件で、どのようなケースか。

整理番号 88

- 「言語：現地国語及び英語で作成されている。」との記載について、変電所部分の EIA も英語での作成がなされているか。英語版がある場合、写しを共有いただく、また、JICA のウェブサイトで公開をしていただくことは可能か。

<個別案件に係るコメント>

p.3

整理番号 23 および 24

- 用地取得については、「一回目の住民協議には、地権者など、二回目の住民協議には、被影響村落の村長および宗教指導者が参加。」との記載でも明らかなおり、小作農や農業労働者、漁民等の被影響住民の参加が一切確保されていなかった。2016年3月11日には、本案件に反対している住民グループが西ジャワ州知事に宛てた異議申立書のなかで、地権者以外の被影響住民が協議に参加する機会がなかった点を指摘している。
- 「CSR および生計回復の支援プログラムの内容については、非地権者も含めた被影響住民を対象とした文書（LARAP: Land Acquisition and Resettlement Action Plan）策定時にも引き続き聞き取り調査を実施」との記載があるが、本案件に反対している住民グループは JICA 専門家も同席した協議（2016年9月15日、11月6日）や JICA への書簡（2016年11月6日付）等を通じて、CSR や生計回復ではなく事業中止を要求しており、LARAP 策定目的の情報収集・協議を拒否すること（また、JICA の支援停止を要求すること）を伝えている。

p.4

整理番号 35

- 「スコーピング：スコーピング案が作成され、住民協議を実施。それに基づき、EIA の TOR が決定された。」との記載があるが、発電所の EIA に係る環境許認可について、現在、係争中の行政訴訟のなかで原告住民側が指摘している事項の一つは、EIA の策定プロセスへの参加機会が一切なかったことであり、当該住民協議が適切であったかについては精査が必要であると考え。（原告住民らが当該 EIA、および、環境許認可を認知・入手したのは、2017年6月12日であった。）

p.7～8

整理番号 68

- 発電所の EIA について、「① 2010年～2015年にかけて全6回実施。」「③ 住民代表及び地元関連機関を含むキーステークホルダー協議」「④ 社会的弱者からの質問等は特になし。」との記載があるが、当該 EIA に係る環境許認可について、現在、係争中の行政訴訟のなかで原告住民側が指摘している事項の一つは、EIA の策定プロセスへの参加機会が一切なかったことである（原告住民らが当該 EIA、および、環境許認可を認知・入手したのは、2017年6月12日であった）。原告住民のような小作農や農業労働者など、社会的弱者の十分かつ適切な参加が確保されていたのかについては精査が必要であると考え。
- 変電所の 2018年 EIA（審査中）について、「⑥ 第1回（2018年9月19日開催のパブリックコンサルテーション）」との記載があるが、同コンサルテーションは変電所の土地造成作業が開始された 2018年2月よりも後であった、つまり、変電所の土地造成作業が違法に開始された後

であった。

- RAP について、「⑦ FGD では、RAP の概要をまとめたパンフレットを配布、それに基づき内容を説明。また、生計回復にかかる支援プログラムの内容について、聞き取り調査を実施した。」との記載があるが、本案件に反対している住民グループが PLN に提出した 2017 年 8 月 7 日付の書簡のなかでは、RAP の策定プロセスにおける問題点が指摘されている。特に、聞き取り調査については、「2017 年 6 月と 7 月、PLN のチームと村の役人らが家毎にやって来て、住民が拡張計画に同意するよう、生計手段を申し出て誘惑した。住民はまた、ヤギやアヒルも申し出られた。住民は署名を迫られた。読み書きや署名ができない住民は拇印を強要された。PLN チームからは用途や目的に関する説明はなかった。理解できない住民も説明を受けなかった。理解できない住民は、彼らが同意したように見えるよう、パンフレットを持った姿の写真を頼まれた。それらは、PLN チームによる狡猾なやり口である。PLN はまた、住民が 7 月 14 日までに、最も直近では 8 月 2 日までに用紙を提出しない場合、同住民は石炭火力発電所の建設に同意したとみなされると脅した。私たちは、住民自身がその意味をわかっていない用紙に署名をするよう、PLN チームが住民を脅したと考えている。住民のなかには、白紙への署名を求められた者もいた。加えて、異なる用紙への署名を求められた住民もいる。」との指摘がなされている。

p.8

整理番号 70

- 「PLN は、社会的弱者の全世帯を戸別訪問し、LARAP の内容について説明。また、支援プログラムの内容について聞き取り調査を行った。（聞き取り調査の際に、アンケート（支援の内容についての聞き取り）を行った。）」との記載があるが、上述の整理番号 68 の RAP に関するコメントをご参照いただきたい。

p.9

整理番号 76

- 「補償の内訳を示した合意文書に地権者が合意。」との記載でも明らかなおと、作物補償に係る交渉・意思決定・合意プロセスにおいて、小作農等の参加は確保されていなかった。

p.10

整理番号 80

- 「補償金の支払い」については「作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償水準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、実際の補償支払額から計算した補償水準も一定にならない状況」であったこと、また、「小作の作物補償の支払に際し、補償算定調査の結果について、当該住民が認識・確認できていないケースがあり（写しが手交されていない）、十分な補償交渉ができない。また、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されていない。」等

の指摘が NGO からなされている。

- 「生計の回復状況」として、「2016年10月から2018年8月まで、300人が「農業スキル系」「非農業スキル系」の生計回復プログラムに参加し、引き続きプログラムが提供されている。」との記載があるが、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電所用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。

<国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する要請への確認結果に対するコメント>

該当するガイドラインの内容	ガイドラインの運用・遵守状況	課題・教訓	JICA 確認結果	FoE Japan コメント
<p>1.4 環境社会配慮の基本方針 (重要事項4) 現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。</p>	<p>影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に3度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに1度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。</p>	<p>・影響住民に対する JICA の対応（レター／要請書等への文書回答、面談要請への現地事務所での速やかな対応等）</p>	<p>これまでに被影響住民グループとの間で、現地で2度、本邦で2度協議を行い、健康被害や人権侵害、環境許認可の不備等の問題点の指摘を直接聴取しました。また、協議の場で指摘された点については、実施機関に対しても申し入れています。</p>	<p>住民グループからのレターに JICA がすぐに対応しなかった事実についても確認すべき。また、こうした状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、「JICA ガイドライン改定に向けた論点」（以下、論点）に含めていただきたい。なお、住民グループがレターや協議等で指摘している点には、本案件への強い反対の意思や農業・漁業など生計手段への影響に対する懸念も含まれる。</p>

<p>3.2.1 環境レビュー (5) エンジニアリング・サービス借款</p> <p>1. 調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。</p> <p>2. ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。</p>	<p>・本案件では、JICA が F/S を実施 (2009~10 年)、E/S 借款を供与 (2013 年~)、JICA ホームページに EIA と環境許認可を掲載 (2015 年 12 月~)、また、専門家による土地収用計画策定支援 (2016~17 年) を行なってきた。しかし、現在、下段で詳述するようなさまざまな指摘 (環境社会配慮上の要件を満たさない) が住民からなされているにもかかわらず、JICA は「本体借款に係るインドネシア政府からの正式要請が依然なされていない」ことを理由に、「正式要請後の環境レビューにおいて、詳細を確認する」との姿勢を崩さず、より早期に可能な対応をとっていない。</p>	<p>・E/S 借款のモニタリング期間中に環境社会配慮上の要件に関わる重大な指摘がなされた場合に、ケースバイケースでより早期の確認・対応を行なう可能性</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン上、プロジェクトの本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可としており、本事業では、E/S 借款と並行して実施機関が必要な調査を実施したため、同規定に基づく対応をとる予定です。他方、指摘事項については累次実施機関である PLN に伝え、本体借款の要請する場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインの遵守が必要であることを申し入れています。</p>	<p>論点に「E/S 借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応 (モニタリング、および、貸付停止を含む) の要否」を含めていただきたい。</p>
<p>別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 非自発</p>	<p>・土地収用計画 (生計回復措置を含む) のドラフト版、および、最</p>	<p>・移転・補償・生計支援の準備/実施スケジュール</p>	<p>現地調査で、実施機関より、用地取得の計画文書に</p>	<p>【事実関係の整理】 ・PLN による村役場での</p>

<p>的住民移転（パラ1） 影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p>	<p>終版の公開前に地権者への合意取付と土地補償の支払いが開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。 ・漁民は生計手段や収入機会への影響を懸念しているにもかかわらず、何ら対策への合意を求められていない。 	<p>ジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地収用計画（生計回復措置）の策定プロセスと合意取付／補償措置実施の適切な手順（土地収用計画ドラフト／最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如） ・JICAによる影響住民の把握方法と対応（事業者・政府関係者のみでなく、当該住民との直接協議／聞き取り等） 	<p>については、現地制度上公開の義務はなく、影響の範囲や補償内容は2016年2-3月に対象地権者に対して説明されたとの説明がありました。加えて、現地制度でカバーされない非地権者も含むLARAPのドラフトは、着工前に説明、公開されたとの説明でした</p>	<p>LARAPドラフト版の公開期間＝2017年6月14日～8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者に対する補償支払開始＝2016年12月末（地権者から小作農等に対する作物補償支払いも、その後、間を開けずに開始） ・アクセス道路の工事開始＝2017年4月初頭 ・本体工事予定地における「公有地の侵入／利用に係る罰金規定」を記した掲示板的設置＝2017年5月 <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得計画の公開はJICAガイドラインの要件である。その他の点も含め、現地制度と整合が取れないことがわかっていたからこそ、JICA専門家による土地収用計画策定支援（2016～17年）を行なったと拝察する。環境レビューの際には、その点も考慮した賢明な判断をお願いしたい。 ・「LARAPのドラフトは、着工前に説明、公開」という説明は、アクセス道路工事に関しては誤りである。
--	--	---	---	--

			<p>LARAP ドラフトの公開中にアクセス道路用の一部工事が開始されています。現在は LARAP に基づき職業訓練（溶接工）、きのこ栽培推進、作業員としての雇用等の生計回復支援が提供されていますまた、実際に支援プログラム（キノコ栽培）に参加している住民からは、キノコ栽培が順調のため、従来の農業よりもキノコ栽培が主要な収入源になりつつあるとの説明もありました。</p>	<p>「LARAP ドラフトの公開中にアクセス道路用の一部工事が開始されてい」という点は、明らかなガイドライン違反である。本来は、被影響住民が LARAP ドラフト段階で最終化の意思決定プロセスに参加でき、最終版が公開され、個々の資産に応じた対策への合意取付が行なわれ、着工前に補償支払等が開始されるべきである。</p>
			<p>・用地取得により物理的に漁場に入れなくなる近海漁業民については、LARAP 作成過程の協議に参加し、生計回復支援の対象となっていることを確認しています。一方で、地方政府漁業局によれば、既設発電所の石炭運搬船による影響等も報告されているとのことであり、実施機関は、同局の助言も得ながら対応を検討する予定とのことでした。</p>	<p>沿岸の船を使わない小漁民だけでなく、ウジュングバン村などで懸念を示してきた漁民も本案件に係る意思決定プロセスへの適切な参加機会が確保されるべきである。</p>
<p>同上 非自発的住民移転（パラ 2） 相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。</p>	<p>・土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。</p>	<p>・移転・補償・生計支援の準備／実施スケジュールに応じた開発スケジュールの調整・変更 ・適切な時期の補償・</p>	<p>上記のとおりです。</p>	<p>本来は、被影響住民が LARAP ドラフト段階で最終化の意思決定プロセスに参加でき、最終版が公開され、個々の資産に応じた対策への合意取付が行なわれ、着工前</p>

		支援の実施		に補償支払等が開始されるべきである。
同上 非自発的住民移転（パラ2） 補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。	作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償水準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の水準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、実際の補償支払額から計算した補償水準も一定にならない状況。	・再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開 ・補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止	実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立のアプリイザーによって計算されたとのこと。	ここで指摘したのは、地権者が情報を得る機会についてではなく、作物補償の受領者である小作農等が補償水準額や算定方法を知る機会が確保されておらず、また、補償額について交渉する適切な機会が確保されていないという点である。 また、地権者が作物補償の支払額について裁量を持てる状況となっていたため、小作農等の補償受領額に不公平が生じたということである。（補償水準に一貫性がない。）
同上 非自発的住民移転（パラ2） 土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償	地権者以外の農地を生計手段とする農民（小作や農業労働者）に対し、代替地の提供などによる軽減措置は考慮されていない。	・現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮	既に LARAP に基づく生計回復支援策が提供されていることを確認しています。また、アクセス道路や変電所用地以外では、農業継続が認められており、現時点では農業が継続可能な状態になっていることを確認しています。	ここで指摘したのは、今後、本案件が進んだ場合に、代替地の提供などの軽減措置が十分に考慮されていないという点である。農民が農地を失い、他の生計手段への移行を迫られるケースでは、特に、「移行期間を含め、生活水準が悪化することのないよう十分な配慮」が重要である。
同上 非自発的住民移転（パラ2） 以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコ	・土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。 ・漁民は生計手段や収入機会への影響を懸念しているにもかかわらず	・現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮 ・土地収用に関連しない生計手段の喪失や収入機会の減少に対する	上記のとおりです。	実際に、アクセス道路工事および変電所の土地造成作業によって、農作物への実害や灌漑用水への影響を受けている農民が出ているが、そうした農民についても、生活水準が悪化することのないよう、適切な措置が必要である。

<p>コミュニティー再建のための支援等が含まれる。</p>	<p>ず、これまでのところ、彼らに対する補償・生計回復措置は一切準備されていない。</p>	<p>軽減措置</p>		<p>また、今後、本体工事が進んだ場合、多数の農民が一度に農地を失うことが想定される。その場合にも生活水準が悪化することのないよう、移行期間も含め、きめ細かな生計回復支援が必要となる。沿岸の船を使わない小漁民だけでなく、ウジュングバン村などで懸念を示してきた漁民も本案件に係る意思決定プロセスへの適切な参加機会が確保されるべきである。</p>
<p>同上 非自発的住民移転 (パラ3 および4) 対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者以外の農民、漁民の多くは生計手段に影響を受けるにもかかわらず、補償・生計回復措置に係る協議に招待もされず、参加もしていない。 ・土地収用計画ドラフト版の公開前に、地権者への合意取付が行われ、土地補償の支払いはほぼ完了。作物補償も一部支払いが行なわれた。 ・多くの住民は土地収用計画ドラフト版が公開されていたのを知らなかった。事業者はコメント受付期間(2017年6月～8月始め)に影響世帯の戸別訪問を行ない意見聴取したが、不十分な説明・情報提供、署名の強制など、問題が指摘されている。 ・小作の作物補償の支払に際し、補償算定調査の結果について、当該住民が認識・確認できていないケースがあり(写しが手交されて 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計手段への影響を受けるインフォーマル・セクターの影響住民の適切な参加の確保 ・移転計画の策定プロセスと合意取付／補償・移転措置実施の適切な手順(移転計画ドラフト／最終版の公開時期・期間の不備による意思決定への適切な参加の欠如) ・移転計画ドラフト・最終版の公開・周知方法(これらの不備による意思決定への適切な参加の欠如) ・資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交 ・補償対象者の補償受領にあたり、領収書の 	<p>実施機関によれば、生計回復支援に係る協議には Focus Group Discussion (FGD) の形で各被影響民に参加の機会が与えられたとのことで、LARAP にもその記録が記載されています。また、全ての被影響民の方々に補償方針を直接説明するべく、FGD とは別に戸別訪問を行うためコンタクトを試み、9割以上の被影響民に対し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明を行い、意見を聞いたとのことです。</p> <p>実施機関によれば、ドラフト版の LARAP は町役場で公表するとともに、個別に各世帯を訪問し、LARAP の要旨を書いたブローチャーを配布すると共に説明とコメ</p>	<p>上述の整理番号 23 および 24、整理番号 68 のコメントを参照いただきたい。</p> <p>また、ブローチャーの配布については、その内容に対する住民の理解度等も確認し、意味のある情報提供となっていたかを確認すべきである。</p> <p>上述の整理番号 68 のコメントをご参照いただきたい。</p> <p>また、ドラフトが公開されていたことの確認の他、公開されていたという情報がどれだけ住民に周知されていたか、</p>

	<p>いない)、十分な補償交渉ができない。また、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されていない。</p>	<p>当該世帯への手交</p>	<p>ントの提出を求めたとの説明でした。署名については、あくまで説明を行った記録のために取ったもので、断られた場合強要はしていないとのことで、現に全ての被影響民から署名を得ている訳ではないことを確認しています。</p>	<p>つまり、意味ある公開となっていたかを確認すべきである。</p>
			<p>実施機関によれば、補償交渉時に対象種別の補償額が補償対象者に書面で手交され、対象者からは特段の疑義は示されなかったとの説明でした。補償額の算定は、各種作物の市場価格を参照し現地のガイドラインに沿って独立の算定人によって計算されたとのことです。</p>	<p>ここで指摘したのは、地権者が情報を得る機会についてではなく、作物補償の受領者である小作農等が補償水準額や算定方法を知る機会が確保されておらず、また、補償額について交渉する適切な機会が確保されていなかったという点である。 また、地権者が作物補償の支払額について裁量を持てる状況となっていたため、小作農等の補償受領額に不公平が生じたということである。(補償水準に一貫性がない。)</p>

以上

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel: 03-6909-5983, Fax: 03-6909-5986